

第6回 西宮市子ども・子育て会議

【参考資料集】

参考資料集 目次

【参考資料1】私立幼稚園（認定こども園を含む）に対する意向調査 の集計表	・・・	1
【参考資料2】第5回基準等検討ワーキンググループ資料集 再掲	・・・	11

私立幼稚園（認定こども園を含む）に対する意向調査の結果報告

1 認定こども園でない私立幼稚園に対する質問票

私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査

質問票

（現在認定こども園ではない私立幼稚園向け）

まず最初に、貴施設の基本情報を記入してください。

1. 施設名	
2. 設置者名	
3. 所在市町村名	
4. 認可された園則上の収容定員（認可定員）	
※定員数は、平成26年5月1日現在の状況を記入してください。	
5. 連絡先	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
Emailアドレス	

次に、貴施設の平成26年度現在の利用状況について記入してください。

1. 在籍園児数									
満3歳以上の幼児									
※平成26年5月1日現在の状況を記入してください。									
上記のうち平成25年度中に満3歳児となったため入園した者（平成22年4月2日～平成23年4月1日生まれのに限る。）									
2. 園児の居住市町村別の内訳									
ア 全国児が施設の所在市町村に居住している。									
イ 施設の所在市町村以外の市町村から通う園児がいるが、内訳は特に把握していない。									
ウ 園児の居住市町村の状況を把握している。⇒内訳を記入してください。									
※満3歳以上の幼児（平成26年5月1日現在）									
市町村 の名称									
園児数									

3. 預かり保育の状況

ア 実施していない。

イ 実施している。⇒平日、休業日（土曜日、日曜日及び祝日）及び長期休業日（夏期、冬期及び春期休業日）における1日当たり利用人数、1日の開園時間（教育時間と預かり保育の最大実施時間の合計）並びに担当職員数を記入してください。

	1日当たり利用人数	1日の開園時間	実施時の担当職員数
平日			
休業日			
長期休業日			

4. 上記3の状況について、平成27年度以降の状況が大きく変更する見込みである場合は、その旨及び見込数を併記してください。

ア 平成27年度以降の状況が大きく変更する見込みである

	1日当たり利用人数	1日の開園時間	実施時の担当職員数
平日			
休業日			
長期休業日			

5. 保護者の就労等による預かり保育の利用状況

保護者のいずれもが就労している（パートタイムを含みます。）などの事由により預かり保育の利用頻度の高い園児数を記入してください。

ア 1日当たり 人

イ 特に把握していない。

6. 未就園児の受け入れ状況

子育て支援活動の中で、満3歳未満の未就園児について、保護者が同伴しない形での受け入れを定期的に行っている場合は、その状況を記入してください。

週当たり実施日数 日、 1日当たり利用人数 人

うち、保護者のいずれもが就労している（パートタイムを含みます。）などの事由により利用頻度の高い人数

1日当たり 人

〔平成27年度（新制度施行1年目）の予定〕

問1 子ども・子育て新制度への移行（施設型給付の対象施設として、市町村から子ども・子育て支援法に基づく確認を受けること。以下同じ。）について、現時点での貴施設における平成27年度（新制度施行1年目）の対応方針をお答えください。

① 平成27年度（新制度施行1年目）から新制度への移行を予定していますか。

1. 平成27年度は移行しない予定である。⇒②に進んでください。
2. 平成27年度は移行しない方向で検討中。⇒②に進んでください。
3. 平成27年度から移行する予定である。⇒④に進んでください。
4. 平成27年度から移行する方向で検討中。⇒④に進んでください。

※ 新制度への移行に関する正式な手続は、子ども・子育て支援法に基づく確認（みなし確認）又は別段の申出の関係書類により行うこととなります。その手続については、今後、施設の所在市町村から案内を受けることとなりますが、今回の調査に対する回答内容に拘束されるものではありません。

② 問1①で「1」「2」を回答した方に伺います。幼稚園について施設型給付を受けない場合でも、預かり保育について、市町村の一時預かり事業（幼稚園型）により実施することも可能ですが、その予定はありますか。

1. 希望する。（1日当たりの想定人数 人）
2. 実施する方向で検討している。（1日当たりの想定人数 人）
3. 希望しない。

③ 問1①で「1」「2」を回答した方に伺います。幼稚園について施設型給付を受けない場合でも、満3歳未満の保育認定子ども（3号定員）について、小規模保育事業等（所在市町村の認可が必要）を幼稚園で併設して実施することも可能ですが、その予定はありますか。事業の利用定員は何人を想定していますか。

1. 実施を希望する。
（事業の想定利用定員 人；内訳 満2歳児 人、満1歳児 人、満0歳児 人）
2. 実施する方向で検討している。
3. 実施を希望しない。

※ 小規模保育事業等には家庭的保育事業を含みます。3号認定子どもを対象として、定員が6人から19人の場合は小規模保育事業、5人以下の場合は家庭的保育事業を実施することができます。

⇒問2①に進んでください。

④ 問1①で「3」「4」を回答した方に伺います。平成27年度の新制度への移行に当たっては、幼稚園のまま移行する予定ですか。それとも認定こども園（幼保連携型又は幼稚園型）の認可・認定を受けたうえで移行する予定ですか。

1. 幼稚園のままの予定である。⇒⑤に進んでください。
2. 幼稚園のままの方向で検討中である。⇒⑤に進んでください。
3. 認定こども園となって移行する予定である。⇒⑧に進んでください。
4. 認定こども園となって移行する方向で検討中である。⇒⑧に進んでください。
5. 検討中である。⇒問2②に進んでください。

⑤ 問1④で「1」「2」を回答した方に伺います。平成27年度以降の幼稚園の利用定員は何人を想定していますか。

1号定員 人（内訳：満3歳児 人、満4歳児 人、満5歳児 人）

※ 施設型給付の対象施設として確認を受ける際に、認可定員の範囲内で利用定員を設定することができます。なお、認可定員を超える利用定員を想定している場合は、認可定員の増加に係る園則変更の認可を得ることが必要となりますのでご注意ください。恒常的に認可定員を下回っている場合は、過大な利用定員は実態に合わない低い公定価格単価が適用されることにつながりますので、利用状況に応じた適切な利用定員を考えていく必要があります。

⑥ 問1④で「1」「2」を回答した方に伺います。預かり保育については、一時預かり事業（幼稚園型）により実施する予定はありますか。

1. 希望する。（1日当たりの想定人数 人）
2. 実施する方向で検討している。（1日当たりの想定人数 人）
3. 希望しない。

※ 新制度へ移行する園における預かり保育に対する財政支援については、私学助成の預かり保育補助ではなく、市町村の行う一時預かり事業（幼稚園型）が基本となります。

⑦ 問1④で「1」「2」を回答した方に伺います。満3歳未満の保育認定子ども（3号定員）について、小規模保育事業等（所在市町村の認可が必要）を幼稚園で併設して実施する予定はありますか。事業の利用定員は何人を想定していますか。

1. 実施を希望する。
（事業の想定利用定員 人：内訳 満2歳児 人、満1歳児 人、満0歳児 人）
2. 実施する方向で検討している。
3. 実施を希望しない。

※ 小規模保育事業等には家庭的保育事業を含みます。3号認定子どもを対象として、定員が6人から19人の場合は小規模保育事業、5人以下の場合は家庭的保育事業を実施することができます。

⇒問2②に進んでください。

⑧ 問1④で「3」「4」を回答した方に伺います。認定こども園は幼保連携型と幼稚園型のいずれを予定していますか。

1. 幼保連携型
2. 幼保連携型の方向で検討中である。
3. 幼稚園型
4. 幼稚園型の方向で検討中である。
5. 検討中である。

⑨ 問1④で「3」「4」を回答した方に伺います。認定こども園の利用定員は、教育標準時間認定子ども（1号定員）、保育認定子ども（2号・3号定員）それぞれ何人を予定していますか。

1号定員 人 （内訳：満3歳児 人、満4歳児 人、満5歳児 人）
2号定員 人 （内訳：満3歳児 人、満4歳児 人、満5歳児 人）
3号定員 人 （内訳：満2歳児 人、満1歳児 人、満0歳児 人）

⑩ 問1④で「3」「4」を回答した方に伺います。認定こども園の教育標準時間認定子ども（1号定員）の預かり保育については、一時預かり事業（幼稚園型）により実施する予定はありますか。

1. 希望する。（1日当たりの想定人数 人）
2. 実施する方向で検討している。（1日当たりの想定人数 人）
3. 希望しない。

※ 認定こども園の教育標準時間認定子ども（1号定員）の預かり保育に対する財政支援については、私学助成の預かり保育補助ではなく、市町村の行う一時預かり事業（幼稚園型）が原則となります。

⇒以上で終了です。ありがとうございました。

〔平成28年度（新制度施行2年目）以降の予定〕

問2 子ども・子育て新制度への移行について、現時点での貴施設における平成28年度（新制度施行2年目）以降の対応方針をお答えください。

① 問1①で「1」「2」を回答した方に伺います。平成28年度（新制度施行2年目）以降において新制度への移行を予定していますか。

1. 移行する方向で検討中である。
具体的な移行時期 ア 平成28年度 イ 平成29年度 ウ 平成30年度以降
⇒②に進んでください。
2. 状況により判断したい。⇒以上で終了です。ありがとうございました。
3. 移行する予定はない。⇒以上で終了です。ありがとうございました。

② 問2①で「1」を回答した方と問1④で「1」「2」「5」を回答した方に伺います。平成28年度（新制度施行2年目）以降において認定こども園に移行する予定はありますか。

1. 幼稚園のままの方向で検討中である。⇒以上で終了です。ありがとうございました。
2. 認定こども園に移行する方向で検討中である。
具体的な移行時期 ア 平成28年度 イ 平成29年度 ウ 平成30年度以降
⇒③に進んでください。
3. 検討中である。⇒以上で終了です。ありがとうございました。

③ 問2②で「2」を回答した方に伺います。認定こども園に移行する場合、幼保連携型と幼稚園型のいずれを予定していますか。

1. 幼保連携型の方向で検討中である。
2. 幼稚園型の方向で検討中である。
3. 検討中である。

⇒以上で終了です。ありがとうございました。

2 認定こども園に対する質問票

私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査

質問票

(認定こども園向け)

まず最初に、貴施設の基本情報を記入してください。

1. 施設名	認定こども園の名称	<input type="text"/>
	幼稚園の名称	<input type="text"/>
2. 設置者名	<input type="text"/>	
3. 所在市町村名	<input type="text"/>	
4. 認定こども園の類型	<input type="checkbox"/>	1. 幼保連携型 2. 幼稚園型
5. 認可された園則上の収容定員（認可定員）	<input type="text"/>	人
※定員数は、平成26年5月1日現在の状況を記入してください。 (内訳)		
幼保連携型の場合	幼稚園部分	<input type="text"/> 人
	保育所部分	<input type="text"/> 人
幼稚園型の場合	幼稚園部分	<input type="text"/> 人
	保育機能施設部分	<input type="text"/> 人 (接続型・並列型に限る。)
6. 連絡先		
担当者名	<input type="text"/>	
電話番号	<input type="text"/>	
FAX番号	<input type="text"/>	
Emailアドレス	<input type="text"/>	

次に、貴施設の平成26年度現在の利用状況について記入してください。

1. 在籍園児数	<input type="text"/>	人
※平成26年5月1日現在の状況を記入してください。 (内訳)		
①下記②、③以外の幼児（教育時間のみ在籍）	<input type="text"/>	人
②保育に欠ける幼児(+1)（3歳以上）	<input type="text"/>	人

③保育に欠ける乳児又は幼児(*1) (3歳未満) 人
(*1)児童福祉法第39条第1項に規定する乳児又は幼児

①のうち平成25年度中に満3歳児となったため入園した者(平成22年4月2日～平成23年4月1日生まれの者に限る。) 人

2. 園児の居住市町村別の内訳

- ア 全園児が施設の所在市町村に居住している。
- イ 施設の所在市町村以外の市町村から通う園児がいるが、内訳は特に把握していない。
- ウ 園児の居住市町村の状況を把握している。⇒内訳を記入してください。

※平成26年5月1日現在

市町村 の名称									
園児数									

(平成27年度(新制度施行1年目)以降の予定)

問1 子ども・子育て新制度への移行(施設型給付の対象施設として、市町村から子ども・子育て支援法に基づく確認を受けること。以下同じ。)について、現時点での貴施設における今後の対応方針をお答えください。

1. 現在の認定こども園の類型で新制度に移行する。⇒問3に進んでください。
2. 認定こども園の類型を変更して新制度に移行する。
変更後の類型 1. 幼保連携型 2. 幼稚園型
3. 保育所型 4. 地方裁量型
- ⇒問2に進んでください。
3. 上記以外の対応を検討している。⇒問4に進んでください。

※ 新制度への移行に関する正式な手続は、子ども・子育て支援法に基づく確認(みなし確認)又は別段の申出の関係書類により行うこととなります。その手続については、今後、施設の所在市町村から案内を受けることとなりますが、今回の調査に対する回答内容に拘束されるものではありません。

問2 (問1で「2」を回答した方に伺います。)
認定こども園の類型を変更する時期は、いつを予定していますか。

1. 平成27年度を予定している。
 2. 平成28年度以降で検討している。
- ⇒問3に進んでください。

問3

- ① (問1で「1」を回答した方と問2を回答した方に伺います。)
平成27年度以降の認定こども園の利用定員は何人を予定していますか。

1号認定子ども	<input type="text"/>	人	(内訳: 満3歳児	<input type="text"/>	人、満4歳児	<input type="text"/>	人、満5歳児	<input type="text"/>	人)
2号認定子ども	<input type="text"/>	人	(内訳: 満3歳児	<input type="text"/>	人、満4歳児	<input type="text"/>	人、満5歳児	<input type="text"/>	人)
3号認定子ども	<input type="text"/>	人	(内訳: 満2歳児	<input type="text"/>	人、満1歳児	<input type="text"/>	人、満0歳児	<input type="text"/>	人)

※1号認定子ども…満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの(1号認定子ども)

※2号認定子ども…満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

※3号認定子ども…満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

- ② (問1で「1」を回答した方と問2を回答した方に伺います。)

認定こども園の教育標準時間認定子ども(1号定員)の預かり保育については、一時預かり事業(幼稚園型)により実施する予定はありますか。

- 希望する。(1日当たりの想定人数 人)
- 実施する方向で検討している。(1日当たりの想定人数 人)
- 希望しない。

※新制度へ移行する園における預かり保育に対する財政支援については、私学助成の預かり保育補助ではなく、市町村の行う一時預かり事業(幼稚園型)が基本となります。

⇒以上で終了です。ありがとうございました。

問4

- ① (問1で「3」を回答した方に伺います。)

現在検討している対応はどちらですか。

- 幼稚園又は幼稚園と保育所に戻ることを検討している。⇒②に進んでください。
- 上記以外の対応を検討している。具体的に記述してください。⇒以上で終了です。ありがとうございました。

- ② (問4①で「1」を回答した方に伺います。)

幼稚園又は幼稚園と保育所に戻ることを検討している場合、幼稚園については、引き続き私学助成を受けることを希望していますか。それとも新制度へ移行して施設型給付を受けることを希望していますか。

- 私学助成を受けることを希望している。⇒問5に進んでください。
- 新制度に移行して施設型給付を受けることを希望している。⇒問6に進んでください。

※認定こども園から戻る幼稚園についても、通常の場合と同様に、私学助成と施設型給付を選択することができます。

※幼稚園型認定こども園の保育機能部分に対する財政支援については、現在のところ、安心こども基金による認定こども園事業費を受けることが可能ですが、幼稚園に戻る場合には、これを受けることができなくなります。その場合、保育に欠ける子どもの保育の継続に支障のないよう、一時預かり事業(幼稚園型)や小規模保育事業等の適切な実施を検討することが必要です(問5参照)。

問5

① (問4②で「1」を回答した方に伺います。)

幼稚園について施設型給付を受けない場合でも、預かり保育について、市町村の一時預かり事業(幼稚園型)により実施することも可能ですが、その予定はありますか。

1. 希望する。(1日当たりの想定人数 人)
2. 実施する方向で検討している。(1日当たりの想定人数 人)
3. 希望しない。

② (問4②で「1」を回答した方に伺います。)

幼稚園について施設型給付を受けない場合でも、満3歳未満の保育認定子ども(3号定員)について、小規模保育事業等(所在市町村の認可が必要)を幼稚園で併設して実施することも可能ですが、その予定はありますか。もし予定がある場合は、事業の利用定員は何人を想定していますか。

1. 実施を希望する。
- (事業の想定利用定員 人:内訳 満2歳児 人、満1歳児 人、満0歳児 人)
- (例:現在幼稚園型認定こども園で満3歳未満の保育に欠ける子どもを受け入れているため、幼稚園に戻った後の受け皿として小規模保育事業等の実施が必要。)
2. 実施する方向で検討している。
3. 実施を希望しない
- (例1:満3歳未満の保育に欠ける子どもを受け入れていない。
例2:現在幼保連携型認定こども園で満3歳未満の保育に欠ける子どもを受け入れており、引き続き保育所で受け入れることが可能であるため、小規模保育事業等の実施は不要。)

※ 小規模保育事業等には家庭的保育事業を含みます。3号認定子どもを対象として、定員が6人から19人の場合は小規模保育事業、5人以下の場合は家庭的保育事業を実施することができます。
⇒以上で終了です。ありがとうございました。

問6

① (問4②で「2」を回答した方に伺います。)

新制度に移行する時期は、いつを予定していますか。

1. 平成27年度を予定している。⇒②及び③に進んでください。
2. 平成28年度以降で検討している。⇒以上で終了です。ありがとうございました。

② (問4②で「2」を回答した方に伺います。)

平成27年度以降の幼稚園の利用定員は何人を想定していますか。

 人

※ 施設型給付の対象施設として確認を受ける際に、認可定員の範囲内で利用定員を設定することができます。なお、認可定員を超える利用定員を想定している場合は、認可定員の増加に係る園則変更の認可を得ることが必要となりますのでご注意ください。恒常的に認可定員を下回っている場合は、過大な利用定員は実態に合わない低い公定価格単価が適用されることにつながりますので、利用状況に応じた適切な利用定員を考えていく必要があります。

③ (問4②で「2」を回答した方に伺います。)

預かり保育については、一時預かり事業(幼稚園型)により実施する予定はありますか。

1. 希望する。(1日当たりの想定人数 人)
2. 実施する方向で検討している。(1日当たりの想定人数 人)
3. 希望しない。

※ 新制度へ移行する園における預かり保育に対する財政支援については、私学助成の預かり保育補助ではなく、市町村の行う一時預かり事業(幼稚園型)が基本となります。

④ (問4②で「2」を回答した方に伺います。)

満3歳未満の保育認定子ども(3号定員)について、小規模保育事業等(所在市町村の認可が必要)を幼稚園で併設して実施することも可能ですが、その予定はありますか。もし予定がある場合は、事業の利用定員は何人を想定していますか。

1. 実施を希望する。

(事業の想定利用定員 人:内訳 満2歳児 人、満1歳児 人、満0歳児 人)

(例:現在幼稚園型認定こども園で満3歳未満の保育に欠ける子どもを受け入れているため、幼稚園に戻った後の受け皿として小規模保育事業等の実施が必要。)

2. 実施する方向で検討している。

3. 実施を希望しない。

(例1:満3歳未満の保育に欠ける子どもを受け入れていない。

例2:現在幼保連携型認定こども園で満3歳未満の保育に欠ける子どもを受け入れており、引き続き保育所で受け入れることが可能であるため、小規模保育事業等の実施は不要。)

※ 小規模保育事業等には家庭的保育事業を含みます。3号認定子どもを対象として、定員が6人から19人の場合は小規模保育事業、5人以下の場合は家庭的保育事業を実施することができます。

⇒以上で終了です。ありがとうございました。

第 5 回基準等検討ワーキンググループ資料集 再掲

(第 5 回基準等検討WG資料集を一部修正)

議事 (1) 公定価格

1 新制度における利用者負担額と公定価格の概要

(1) 利用者負担額

政令で定める額を限度として支給認定保護者の世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額 (子ども・子育て支援法 27 条 3 項 2 号、29 条 3 項 2 号)

= 利用者の負担能力を勘案した応能負担を基本として定める

(2) 公定価格

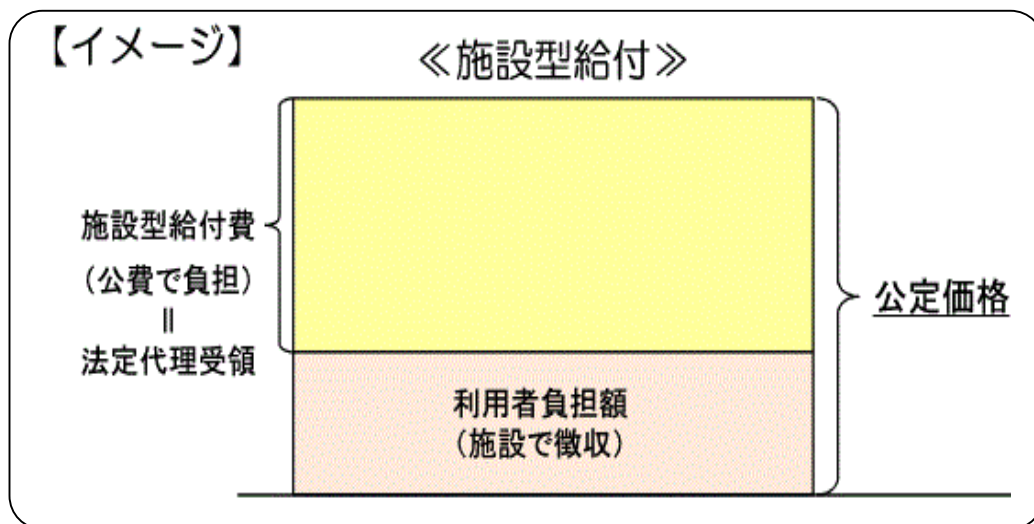
認定区分 (1 号認定、2 号認定、3 号認定) 保育必要量、施設の所在する地域等を勘案して算定される教育・保育、地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額 (子ども・子育て支援法 27 条 3 項 1 号、29 条 3 項 1 号)

= 施設型給付費・地域型保育給付費の対象となる教育・保育、地域型保育に係る費用の額を算定するための基準

(3) 施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」(公定価格) から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」(利用者負担額) を控除した額である。

「給付費」= 「公定価格」 - 「利用者負担額」

市町村は、「利用者負担額」を設定する。



2 公定価格の構造

(1) 公定価格設定の基本的な考え方

- ア 基本額は、地域区分別（7区分）、定員区分別、認定区分別、年齢区分別等に応じて金額が算定される。
- イ 基本額は、質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な水準として、人員配置基準や設備環境を基に、人件費、事業費、管理費等に相当する費用として算定される。
- ウ 人件費相当分については、職員の配置基準や施設の開所時間を踏まえた単価設定を行う。この際、子どもの過ごす時間と職員が勤務する時間の違いを踏まえ、認定時間数に対応する価格設定ではなく、必要な職員の配置を考慮した単価設定を行う。
- エ 子どもの年齢及び人数に対応した給付を基本とするが、施設の規模による経費構造の違いや地域別の人件費などの違いを考慮し、利用定員規模別、地域別の単価設定を行う。
- オ 休日保育、早朝・夜間保育については加算により対応する。
- カ 施設の減価償却費の一定割合に相当する費用等についても、加算額として算定する。
- キ 保育料のほか、実費徴収（通園送迎費、給食費、文房具費、行事費等の徴収）、それ以外の上乗せ徴収（教育・保育の質の向上を図るための費用の徴収）が可能とされている。

基本額	地域区分	施設の所在する地域(市町村)に応じて設定される事項
	定員区分	施設の利用定員に応じて設定される事項
	認定区分	認定区分に応じて設定される事項
	年齢区分	子どもの満年齢に応じて設定される事項
加算額	加算区分1	地域の状況・勤続年数等に応じてさまざま加算率等が反映される事項 (例) 処遇改善等加算等
	加算区分2	地域区分に関係なく、一律の金額を算定される事項 (例) 冷暖房費加算、栄養管理加算、第三者評価受診等

<参考> 公定価格仮単価の構成（認定こども園教育標準時間(1号)認定の場合）

基本部分		加算部分1（続く）																	
地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	基本単価 (注1)	乳幼児改善等加算 〔注1〕		副園長・ 教頭設置 加算	乳幼児改善 等加算	学級編成 調整加算 加算	乳幼児改善 等加算	3歳児配置 改善加算	乳幼児改善等加算	3歳児対応 施設改善加算 (注2)	乳幼児改善等 加算	3歳児対応 施設改善加算 (注2)	乳幼児改善等 加算			
〇/100 地域	〇人 から 〇人 まで 1号	〇	4歳以上児	〇円 (〇円)	〇円 (〇円) × 加算率	〇円	〇円 × 加算率	〇円	〇円 × 加算率	〇円	〇円 × 加算率	〇円	〇円 × 加算率	〇円	〇円 × 加算率	〇円	〇円 × 加算率		
			3歳児	〇円	〇円 × 加算率	〇円	〇円 × 加算率	〇円	〇円 × 加算率	〇円	〇円 × 加算率	〇円	〇円 × 加算率	〇円	〇円 × 加算率	〇円	〇円 × 加算率		
			4歳以上児	〇円 (〇円)	〇円 (〇円) × 加算率	〇円	〇円 × 加算率	〇円	〇円 × 加算率	〇円	〇円 × 加算率	〇円	〇円 × 加算率	〇円	〇円 × 加算率	〇円	〇円 × 加算率	〇円	〇円 × 加算率
			3歳児	〇円	〇円 × 加算率	〇円	〇円 × 加算率	〇円	〇円 × 加算率	〇円	〇円 × 加算率	〇円	〇円 × 加算率	〇円	〇円 × 加算率	〇円	〇円 × 加算率	〇円	〇円 × 加算率

加算部分1（続き）				調整部分			
チーム 保育加算 (注3)	乳幼児改善 等加算	通園送迎 加算	乳幼児改善 等加算	給食実施加算	乳幼児改善等加算	外部監査費加算	調整部分
〇円 + 〇円 × 加算率	〇円 + 〇円 × 加算率	〇円 + 〇円 × 加算率	〇円 + 〇円 × 加算率	〇円 × 相当日 実施日数	〇円 × 相当日 実施日数 × 加算率	〇円 + 〇円 × 加算率	認定こども園全体の 利用定員 〇人～〇人 ※3月分の単価に 加算
〇円 + 〇円 × 加算率	〇円 + 〇円 × 加算率	〇円 + 〇円 × 加算率	〇円 + 〇円 × 加算率	〇円 × 相当日 実施日数	〇円 × 相当日 実施日数 × 加算率	〇円 + 〇円 × 加算率	主幹教諭等の専任化 により子育て支援の 取組みを実施してい ない場合
							年齢別配置基準を下回る 場合
							配置基準上求められる職 員資格を有しない場合
							定員を恒常 的に超過す る場合
							(注3) × 〇/100
							(注4) × 〇/100

教育支援加算(注2)	A	基本額 〇円 + 乳幼児改善等加算 〇円 × 加算率 + 各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
	B	基本額 〇円 + 乳幼児改善等加算 〇円 × 加算率 + 各月初日の利用子ども数	
専任職員増上費加算	〇	基本額 〇円 + 乳幼児改善等加算 〇円 × 加算率 + 各月初日の利用子ども数	※認定こども園全体（1号～3号）の利用定員が91人以上の場合に各月初日の利用子どもの単価に加算
冷暖房費加算	1 級地 〇円 4 級地 〇円 2 級地 〇円 その他地域 〇円 3 級地 〇円	〇円 × 3月初日の利用子ども数	※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に 掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
学校関係者評価加算(注1)	〇	〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
除雪費加算	〇	〇円	※3月初日の利用子どもの単価に加算
施設除去費加算(注2)	〇	〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算(注2)	〇	〇円 (限度額) ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
小学校接続加算(注2)	〇	〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価加算(注2)	〇	〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算

(注1) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整（④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）
 (注2) チーム保育教諭等が1人の場合の加算額（利用定員45人以下は1人、46人以上150人以下は2人、151人以上270人以下は3人、271人以上4人を上限として計算）
 (注3) 質の改善事項における事務負担への対応（非常勤2日分）、主幹教諭専任加算及び子育て支援活動費を含む。
 (注4) 1号と2・3号にまたがる費用のため、加算額（※外部監査費加算については、認定こども園全体（1号～3号）の利用定員の規模に応じた費用）は1号と2・3号で等分して計上

(2) 公定価格仮単価の位置付けについて

ア 新制度への参入等に当たっての判断材料

公定価格の具体的な内容は、国の各年度の予算編成において財源の確保とセットで検討され、各年度の予算において確定するものであるが、地方自治体・事業者等の関係者が安心して準備を進め、新制度を円滑に実施するために新制度への参入・事業展開に当たっての判断材料となる情報が必要であるため、公定価格の仮単価が提示されている。

イ 0.7兆円の財源確保を前提とした仮単価

公定価格の仮単価は、税制抜本改革法の定めのとおり消費税率の引き上げが行われた場合、平成29年度に消費税収額が満年度化し、子ども・子育て支援分野に0.7兆円程度の財源が確保される予定であることを踏まえ、作成されている。

ウ 平成27・28年度単価は予算編成により確定

平成27・28年度は、消費税額が、満年度化する前の年度であり、消費税増収額のうち子ども・子育て支援分野に充てられる額は、各年度の予算編成を経て確定するものであることから、平成27・28年度単価は、それぞれ平成27・28年度の予算編成時に確定することとなる。この場合、平成27・28年度の公定価格は、仮単価の水準とで消費税増収分を反映させない現行での水準との間の水準となることが想定される。

議事（２） 利用者負担

1 国が示す基本的な考え方

（１）新制度における利用者負担の基本構造

ア 新制度における利用者負担については、法律上、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園、保育所の利用者負担の水準を基に、国が定める水準を限度として具体的な水準を設定する。

参考 参議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会附帯決議（平成 24 年 8 月 10 日）
施設型給付、地域型保育給付等の利用者負担は、保護者の所得に応じた応能負担とし、具体的な水準の設定に当たっては、現行の幼稚園と保育所の利用者負担の水準を基に、両者の整合性の確保に十分配慮すること。

イ 現在の保育所に係る利用者負担は、所得税額を基に階層区分を設定しているが、新制度の実施主体である市町村の事務簡素化を図るため、新制度における階層区分については、市町村税額を基に行う。

ウ 教育標準時間認定を受ける子ども（1号認定子ども）については、現行の幼稚園奨励助成金を考慮して、利用者が現在負担している利用料を基に、利用者負担額を検討する。

エ 保育認定を受ける子ども（2号及び3号認定子ども）については、現行の保育所運営費による保育料設定を考慮して、利用者負担額を検討する。その際に、1号認定子どもの利用者負担額との整合性の確保に配慮する。

オ 利用者負担については、市の財源等の状況により大きく左右されるため、最終的には市において判断を行う。

（２）上乗せ徴収について

ア 教育・保育の質の向上のために徴収されるものであり、保護者に説明し同意を得た上で徴収することができる。

イ 幼稚園入園料の取扱いについては、教育に要する費用を賄うために保育料とともに徴収しているものと考えられているので、新制度では、毎月徴収する利用者負担の中で徴収していくことが基本となる。公定価格中の利用者負担は、月額 25,700 円を限度として定めることとしているが、現在の保護者負担（保育料＋入園料＋施設整備資金＋その他の納付金）がそれを上回っている部分については、「上乗せ徴収」として各施設の判断で引き続き保護者から徴収することが可能とされている。なお、実費として徴収するものと利用者負担及び上乗せ徴収とは重複することがないように設定する必要がある。上乗せ徴収を行う場合には、その額や理由について、保護者に事前に説明し、同意を得ることが必要となる。

ウ 新制度の下で入園時に行う上乗せ徴収を全て「入園料」と総称することは適当ではなく、説明責任を果たす観点から実際の用途に見合った具体的な名目を設定することが必要である。

2 2号認定子ども及び3号認定子どもの利用者負担

(1) 国および西宮市における現行の利用者負担(月額保育料)

(単位:円)

階層区分		推定年収	国		西宮市			
			3歳未満	3歳以上	保育所の保育料		保育ルーム・小規模保育事業の保育料	
					3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上
A	生活保護世帯等	-	0	0	0	0	0	0
B	前年度市民税非課税世帯 (母子・父子世帯等)	~260万円	9,000	6,000	0	0	0	0
	前年度市民税非課税世帯 (上記以外の世帯)				4,500	3,000	1,900	1,400
C	市民税 課税世帯 (所得税非課税世帯)	~330万円	19,500	16,500	10,400	8,800	6,700	4,800
D1	所得税額 9,500円未満の世帯	~470万円	30,000	27,000	16,500	14,800	7,400	5,300
D2	所得税額9,500円以上 40,000円未満の世帯				24,000	21,600	17,500	12,600
D3	所得税額40,000円以上 56,000円未満の世帯	~640万円	44,500	41,500	35,600	30,800	26,500	19,100
D4	所得税額56,000円以上 103,000円未満の世帯				39,100	33,800	29,400	22,100
D5	所得税額103,000円以上 129,000円未満の世帯	~930万円	61,000	58,000	56,100	35,400	34,800	25,100
D6	所得税額129,000円以上 413,000円未満の世帯				59,100	37,300	37,100	26,700
D7	所得税額413,000円以上 734,000円未満の世帯	~1,130万円	80,000	77,000	79,200	38,100	40,000	28,800
D8	所得税額 734,000円以上の世帯	1,130万円~	104,000	101,000	98,800	41,000	49,400	31,000

(2) 国が示す新制度における利用者負担の基準 (上限額)

(単位 : 円)

階層区分	国				
	推定年収	3号認定子ども (3歳未満)		2号認定子ども (3歳以上)	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
生活保護世帯等	-	0	0	0	0
市民税 非課税世帯	~ 260 万円	9,000	9,000	6,000	6,000
市民税 課税世帯 (所得税非課税世帯)	~ 330 万円	19,500	19,300	16,500	16,300
市民税 所得割課税額 97,000 円未満	~ 470 万円	30,000	29,600	27,000	26,600
市民税 所得割課税額 97,000 円以上 169,000 円未満	~ 640 万円	44,500	43,900	41,500	40,900
市民税 所得割課税額 169,000 円以上 301,000 円未満	~ 930 万円	61,000	60,100	58,000	57,100
市民税 所得割課税額 301,000 円以上 397,000 円未満	~ 1,130 万円	80,000	78,800	77,000	75,800
市民税 所得割課税額 397,000 円以上	1,130 万円 ~	104,000	102,400	101,000	99,400

ただし、給付単価を限度とする。

本市の考え方

- 1 階層区分について、本市における現行の階層区分と同様に 11 階層の方向で検討する（国が示す階層区分は 8 階層）。
- 2 新たに必要となる財政措置を考慮した上で、他都市と大きな乖離が生じない水準を目指し、利用者負担額を引き下げる方向で検討する。
- 3 国が示す 3 号認定の利用者負担基準は 1 種類のみであり、施設型給付と地域型保育給付で利用者負担額に差は設けられていない。
一方、現行の保育ルーム等の利用者負担額は、設置基準や利用条件が認可保育所と異なることから、認可保育所の利用者負担額より低く設定してきた経過がある。
地域型保育事業は、本市における待機児童の解消において重要な役割を担っており、今後とも地域型保育事業の利用促進を図る観点から、地域型保育事業の利用者負担については、施設型給付とは別の利用者負担額の設定を検討する。
- 4 地域型保育事業の利用者負担については、保育標準時間利用と保育短時間利用を同額の方向で検討する。

5 2 号認定子ども（満 3 歳以上）の利用者負担のイメージ（月額）

階層区分		推定年収	国		西宮市 （現行水準を基にしたイメージ）	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間 1
A	生活保護世帯	-	0 円	0 円	0 円	0 円
B	市民税 非課税世帯 （母子・父子世帯等）	～260 万円	6,000 円	6,000 円	0 円	0 円
	市民税 非課税世帯 （上記以外の世帯）				3,000 円	3,000 円
C	市民税 課税世帯 （所得税非課税世帯）	～330 万円	16,500 円	16,300 円	8,800 円	8,700 円
D ₁	市民税 所得割課税額 97,000 円未満	～470 万円	27,000 円	26,600 円	14,800 円	14,600 円
D ₂					21,600 円	21,300 円
D ₃	市民税 所得割課税額 97,000 円以上 169,000 円未満	～640 万円	41,500 円	40,900 円	30,800 円	30,400 円
D ₄					33,800 円	33,300 円
D ₅	市民税 所得割課税額 169,000 円以上 301,000 円未満	～930 万円	58,000 円	57,100 円	35,400 円	34,900 円
D ₆					37,300 円	36,700 円
D ₇	市民税 所得割課税額 301,000 円以上 397,000 円未満	～1,130 万円	77,000 円	75,800 円	38,100 円	37,500 円
D ₈	市民税 所得割課税額 397,000 円以上	1,130 万円～	101,000 円	99,400 円	41,000 円	40,400 円

1 国の保育標準時間から保育短時間への減額率を、本市における現行の保育料に乗じて算出したもの。ただし、給付単価を限度とする。

6 3号認定子ども（満3歳未満）の利用者負担のイメージ（月額）

階層区分		推定年収	国 〔 認定こども園 保 育 所 地域型保育事業 〕		西宮市 (現行水準を基にしたイメージ)		
			保育標準 時間	保育短時間	認定こども園 保 育 所		地域型保育 事業
					保育標準 時間	保育短時間 1	保育標準時間 保 育 短 時 間 (同 額)
A	生活保護世帯	-	0円	0円	0円	0円	0円
B	市民税 非課税世帯 (母子・父子世帯等)	~ 260万円	9,000円	9,000円	0円	0円	0円
	市民税 非課税世帯 (上記以外の世帯)				4,500円	4,500円	1,900円
C	市民税 課税世帯 (所得税非課税世帯)	~ 330万円	19,500円	19,300円	10,400円	10,300円	6,700円
D1	市民税 所得割課税額 97,000円未満	~ 470万円	30,000円	29,600円	16,500円	16,300円	7,400円
D2					24,000円	23,700円	17,500円
D3	市民税 所得割課税額 97,000円以上 169,000円未満	~ 640万円	44,500円	43,900円	35,600円	35,100円	26,500円
D4					39,100円	38,600円	29,400円
D5	市民税 所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満	~ 930万円	61,000円	60,100円	56,100円	55,300円	34,800円
D6					59,100円	58,200円	37,100円
D7	市民税 所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満	~ 1,130万円	80,000円	78,800円	79,200円	78,000円	40,000円
D8	市民税 所得割課税額 397,000円以上	1,130万円~	104,000円	102,400円	98,800円	97,300円	49,400円

1 国の保育標準時間から保育短時間への減額率を、本市における現行の保育料に乗じて算出したもの。
ただし、給付単価を限度とする。

3 1号認定子どもの利用者負担

(1) 西宮市における現行の利用者負担

ア 公立幼稚園の利用者負担

区分	保育料(月額)	入園料
4歳児	9,600円	10,000円
5歳児		5,000円

イ 公立幼稚園保育料減免後の納付すべき保育料

区分	推定年収	減免後の保育料(月額)
	生活保護世帯	-
市民税 非課税世帯(母子・父子世帯等)	-	0円
市民税 非課税世帯	~270万円	1,200円
市民税 所得割非課税世帯		2,400円
平成25年度市民税 所得割課税額77,100円以下 又は 平成26年度市民税所得割課税額が基準額以下の世帯	~360万円	4,800円

ウ 私立幼稚園の利用者負担

保育料(月額)	入園料
17,000円 ~ 30,000円	30,000円 ~ 130,000円

入園料は3年保育、保育料は3歳児の月額。

一部の幼稚園によっては保育料に教材費や給食費を含む場合がある。

エ 平成26年度 就園奨励助成金の支給金額(夫婦と子ども2人のモデル世帯の第1子の場合)

区分	推定年収	支給額(月額)		
		満3歳児 3歳児	4歳児	5歳児
生活保護世帯	-	25,665円	25,665円	25,665円
市民税 非課税世帯	~270万円	16,600円	17,300円	16,600円
市民税 所得割非課税世帯			16,600円	
市民税 所得割課税額 77,100円以下の世帯	~360万円	9,600円	13,700円	12,450円
市民税 所得割課税額 211,200円以下の世帯	~680万円	5,180円	8,900円	7,650円
市民税 所得割課税額211,201円以上 かつ総所得金額800万円未満の世帯	総所得金額 800万円未満	-	8,900円	7,650円

(2) 国が示す新制度における1号認定子どもの利用者負担(月額)

階層区分	推定年収	利用者負担
生活保護世帯	-	0円
市民税 非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)	~270万円	9,100円
市民税 所得割課税額 77,100円以下の世帯	~360万円	16,100円
市民税 所得割課税額 211,200円以下の世帯	~680万円	20,500円
市民税 所得割課税額 211,201円以上の世帯	680万円~	25,700円

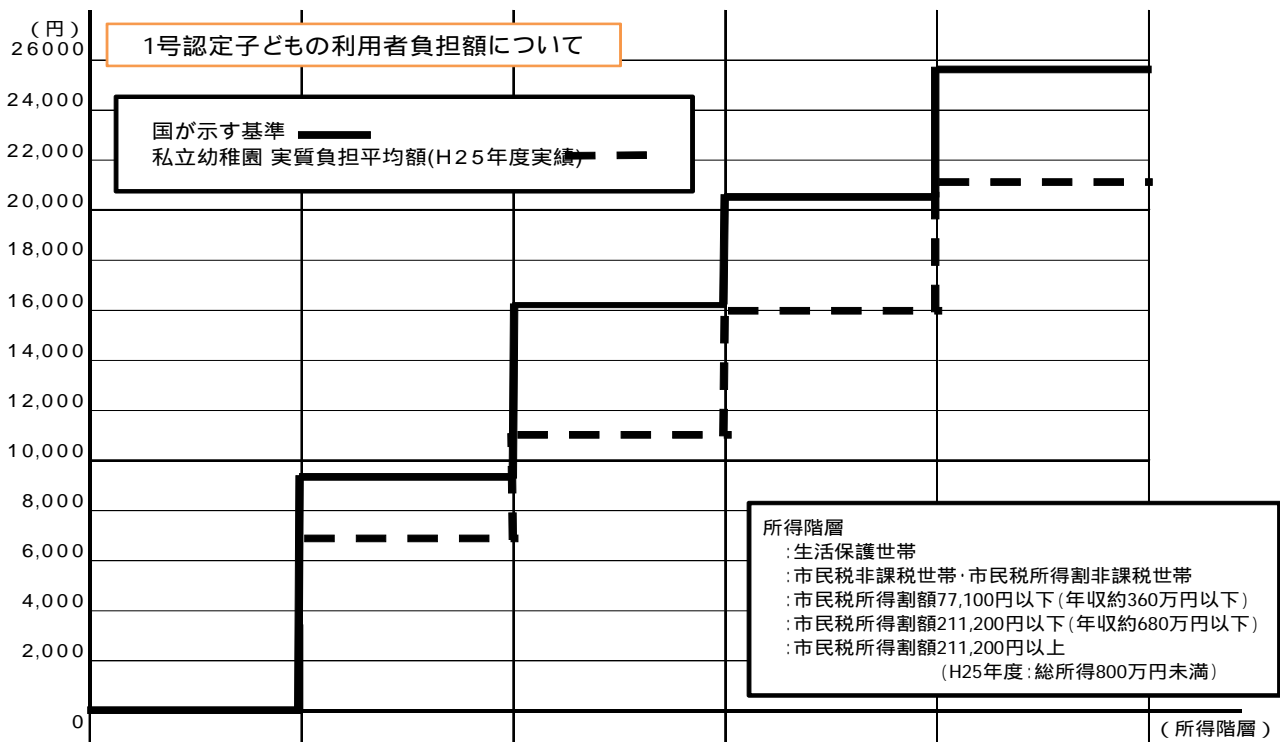
ただし、給付単価を限度とする。

本市の考え方

- 1 階層区分について、国の基準と同様に、5階層とする(本市における現行の就園奨励助成金の階層区分は7階層)。
- 2 公立幼稚園においても世帯の所得状況に応じた利用者負担額とする(応能負担)。
- 3 国が示す基準では、新制度への移行に伴い利用者の負担が増えることとなるので、現行における利用者の実質的な負担を踏まえて、本市における利用者負担額は国が示す基準を軽減した金額に設定する。
- 4 1号認定子どもの利用者負担額は、現行の保育料等の平均額から幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いた金額を基本として設定されている。他方、公立幼稚園の利用者負担について、国は、公立幼稚園に係る施設型給付費の財源すべてが市町村の公費負担となるため、国としては公立幼稚園の利用者負担額を定めることを予定していない。そのため、本市において、公立幼稚園と私立幼稚園の利用者負担額を同額とするか、別額とするかについて、今後検討する。

階層区分	利用者負担	
	国が示す基準	西宮市における現行の実質負担平均額(H25年度実績)
A 生活保護世帯	0円	0円
B 市民税 非課税世帯(母子・父子世帯等)	0円	0円
	市民税 非課税世帯(上記以外の世帯)	9,100円
C 市民税 所得割課税額 77,100円以下の世帯	16,100円	11,000円
D 市民税 所得割課税額 211,200円以下の世帯	20,500円	16,000円
E 市民税 所得割課税額 211,201円以上の世帯	25,700円	21,200円

ただし、給付単価を限度とする。



就園奨励助成申請者の各所得階層人数及び分布率(平成26年度見込み)

9人 (0.1%)	359人 (4.5%)	493人 (6.2%)	3,349人 (42.1%)	3,737人 (47.1%)	合計 7,947人 (100%)
--------------	----------------	----------------	-------------------	-------------------	---------------------